

## 告 示

### 埼玉県告示第四百五十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県 N P O 情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十八年三月二十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
N P O 法人さやま後見ネット
- 三 代表者の氏名  
大島 久智
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県狭山市大字水野五百九十二番地医療法人尚寿会あさひ病院内
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、主に埼玉県内の高齢者及び障がい者等の権利擁護を目的として、成年後見制度の活用支援事業等を行い、高齢者及び障がい者等の福祉の増進とすべての人が健やかに安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。